

○湖周行政事務組合ホームページ広告掲載要領

令和3年2月1日

湖周行政事務組合告示第4号

(趣旨)

第1条 この要領は、湖周行政事務組合広告掲載要綱（令和3年湖周行政事務組合告示第4号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、湖周行政事務組合ホームページ（以下「ホームページ」という。）の広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 ホームページに掲載することができる広告は、要綱第2条第1項及び湖周行政事務組合広告掲載基準要領（令和3年湖周行政事務組合告示第2号）第3条に規定するもののほか、公共性及び品位を損なうおそれがないものとする。

(広告の掲載場所及び規格等)

第3条 広告の掲載場所は別表のとおりとし、広告の規格及び位置等はホームページの運営を妨げない範囲で組合長が別に定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1年を単位とする。ただし、組合長が必要と認めるときは、掲載期間を指定し、又は延長することができるものとする。

(広告掲載の申込)

第5条 広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、湖周行政事務組合ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）及び広告案の原稿（以下「申込書等」という。）を組合長に提出しなければならない。

2 広告案の原稿は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 組合長は、前条の申込書等を受理したときは、内容を審査し、掲載の可否を決定するとともに、湖周行政事務組合ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 組合長は、前項の決定に関し必要があると認めるときは、要綱第6条に規定する湖周行政事務組合広告審査委員会の意見を聴くことができる。

(事前協議)

第7条 前条第1項の規定により広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、広告を掲載する前に、広告の内容、デザイン等に関して組合長と事前協議しなければならない。

（広告料）

第8条 広告料は、別表のとおりとする。

（広告料の納入）

第9条 広告主は、請求のあった日から組合長が指定する日までに広告料を全額納入しなければならない。

（広告主の責務等）

第10条 広告の内容、デザイン等に関する一切の責任及び費用は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

（広告掲載決定の取り消し）

第11条 組合長は、次のいずれかに該当するときは、第6条第1項の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する日までに広告料の納入がないとき。
- (2) 第7条に規定する事前協議がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載が適当でないと組合長が認めるとき。
- (4) ホームページの更改及び障害等により広告を掲載することができなくなったとき。

（広告料の還付等）

第12条 組合長は、前条の規定により決定を取り消したときは、別に定めるところにより広告料を還付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、組合長は、前条第2号及び第3号の規定により決定を取り消したときは、広告料を還付しないことができる。

3 第6条第1項の規定により決定を受けた掲載期間中、組合の都合により広告の掲載ができなくなったときは、掲載ができなかった日数に応じて当該決定の広告掲載期間を延長するものとする。ただし、延長することが困難なときは、組合長が別に定めるところにより広告料を還付することができる。

（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和3年2月1日から施行する。

別表（第3条及び第8条関係）

掲載場所	広告料
湖周行政事務組合ホームページのトップページ	年額 1万円以上

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

湖周行政事務組合ホームページ広告掲載申込書

湖周行政事務組合 組合長 殿

申込者 住所(所在地)  
名 称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

湖周行政事務組合ホームページ広告掲載要領第5条の規定により、次のとおり申し込みます。

1. 掲載希望期間

年 月 日 から 年 月 日まで（1年）

2. 広告案の原稿 別添のとおり。

3. バナー広告リンク先URL

http://

4. 備考

- (1) 広告は、湖周行政事務組合広告掲載要綱に掲げる要件を備えているものとし、その判断は、組合長が行います。
- (2) 広告には、いかなる個人名も掲載することができません。ただし、個人名が事業所名として使用されているときは、この限りではありません。
- (3) 広告の内容に関する一切の責任及び負担は、広告主が負うものとします。
- (4) 広告料の請求は、原則として1年単位とし、請求のあった日から組合長が指定する日までに全額納入してください。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

湖周行政事務組合ホームページ広告掲載決定通知書

様

湖周行政事務組合  
組合長

年 月 日付で申し込みのあった広告の掲載について、下記のとおり掲載（する・しない）ことを決定しましたので通知します。

広告掲載場所	
掲載位置 規格等	
掲載期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
広告料	円
掲載しない 場合の理由	
備考	

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）